

令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯の方へ

給付金（10万円/1世帯）のご案内

物価高騰による負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、10万円の給付金を支給します。

対象世帯

基準日（令和5年12月1日）時点で添田町に住民票がある世帯で
令和5年度の住民税均等割のみ課税されている世帯（※1）

支給方法

対象者（世帯主）に対して**支給要件確認書**を送付します。

（※1）住民税が均等割のみ
課税されている世帯とは

令和5年度住民税が均等割のみ課税されているものだけで構成されている世帯もしくは、均等割のみ課税されているものと非課税者で構成されている世帯

支給要件確認書：令和6年4月中旬より発送を行います。申請期限：令和6年7月31日（水）消印有効

●申請期限までに確認書の返送が無い場合は無効とします。

対象外

- ・非課税世帯への重点支援交付金（7万円）の支給対象世帯
- ・令和5年度住民税所得割が課税されている世帯
- ・別居の親・子等から扶養されている（例：大学生等）

対象となりえる
場合（いずれ
か該当）

- ①世帯に未申告がいる
- ②世帯に令和5年1月2日以降に転入していた人がいる
- ③過去に添田町から給付金を受け取ったことがない

※対象となりえる場合は、役場1階の受付会場にて申請をお願いします。

裏面へ

必要事項について

- 同封の支給要件確認書の質問事項に該当がなければチェック(☑)を入れてください。
※すべてに☑が無い場合は給付ができません。
- 本人確認書類をコピー後添付してください。
(マイナンバーカード・運転免許証等顔写真付きのもの)
- 世帯主(受取人)の振込先(金融機関名・支店名・口座名義人
口座番号)のわかるものをコピー後添付してください。
(通帳・キャッシュカード)

提出方法

①・②どちらかの方法にてご提出をお願い致します。

①役場へ提出

1階にて受付会場を設営しています。そちらへご提出をお願い致します。受付時間(9:00~16:30)・平日のみ(月~金)ただし、祝日は除く

※身分証明書と口座情報をご持参ください。

②返信用封筒による提出

支給要件確認書と同封されている返信用封筒に支給要件確認書を入れて投函してください。

※身分証明書の写しと口座情報の写しの添付をお願いします。

給付金の支払いについて

確認書に添付頂いた口座に振り込みを行います。目安としましては5月中旬からの支給を予定しています。添付書類不足等により支給日が遅れる場合があります。

問い合わせ先・提出先

添田町給付金受付窓口 TEL:0947-31-5004(内線117)
(平日9:00~16:30まで)

上記時間以外 添田町役場 まちづくり課 政策企画係 TEL:0947-82-5965

